

講 演

1997年中国新刑法典について

高 銘 喧
馮 軍 訳

1 1979年刑法典から1997年刑法典までの展開

中華人民共和国の刑事法制度の確立は、長期で曲折の過程を経た。最初の刑法典すなわち1979年刑法典の準備と起草の作業は、1954年からはじまり、25年が経過し、草案を先後38回修正し、最後に第5期全国人民代表大会第2回会議で採択された。1979年刑法典の公布と施行によって、中国の刑事法制度が新しい段階に歩み入ったことを示している。

たしかに、1979年刑法典は保守的で、内容の面でも粗末であった。その理由は、この刑法典の制定された当時の政治、経済、文化及び社会治安状況に制約され、さらに立法経験も不足していたからである。その結果として、この刑法典は短い間に多くの面で社会の現実生活に不適應であることが示された。とくに、1979年刑法典の制定された直後、中国では改革開放政策の幕が開けられた。商品経済と市場経済はますます発展し、中国はますます国際的な交流に関与し、社会生活の各分野で天地がひっくりかえるような変化が起きた。この変化から、まったく新しい経済犯罪と社会治安を害するその他の犯罪も以前にはなかった程度で増えてきた。こういう情勢の下で、1979年刑法典の内容が不完全であり、変化する犯罪情勢に対処する能力に欠けるという問題が日々重要となった。国家の改革と開放の中で生じた新しい状況と新しい問題及び犯罪の対策と予防に対して刑法上実践的に応じるために、中国の最高立法機関は1981年から1995年までの間に先後25部の単行刑事法律を採択した。しかも、90部あま

りの経済、民事、行政、軍事、文化、教育、環境、衛生や社会保障などについての法律の中に罰則規定を設け（いわゆる付属刑法規範）、1979年刑法典に対する大幅な改正と補充を行った。これらの改正と補充は、社会情勢からくる緊急の必要性に応じた結果、まさに中国刑事司法に対して強力かつ支配的な影響を与えた。しかし、刑法典の他に数多い単行刑事法律と付属刑法規範が存在し、しかも体系上の整理も欠いていたので、刑法規範の全体が乱雑でその把握も不便であるという弊害を避けられなかった。さらに刑法典の若干の規定は暫くして改善されたが、単行刑事法律の規定の不合理的な内容と相互に調和しないという状況が同時に生じた。司法の実務経験と理論的研究によって、中国刑法典の社会規制機能を有効に発揮させるために、刑法典を全面的に改正し、新たな中国刑法典の創設が必要であることが示された。

中国の最高立法機関は1982年に刑法典の改正案を提出し、それ以来、刑法典についての研究と修正作業は15年間続いた。この作業は以下の5つの段階を経た。第1は、考察と準備段階である（1982年—1988年2月）。この段階では、最高立法機関は刑法の改正についての提案を収集し、整理しはじめた。第2は、基本的な改正段階である（1988年3月—1989年6月）。この段階では、刑法の改正は明確に立法のスケジュールに組みこまれたうえ、はじめて『刑法改正稿』が試みに起草された。第3は、最重要点の改正である（1991年）。この段階では、主に「反革命罪」が国家安全危害罪とされるべきかどうかについての議論が行われた。第4は、全面的、体系的な改正である（1993年—1996年12月）。この段階では、最高立法機関は刑法典の全面的、体系的な改正のための作業を行い、多数の草案が作成された。第5は、立法の審議と採択である（1996年12月—1997年3月）。この段階では、最高立法機関は各界の意見を広く聞き取り、改正草案を数回にわたって審議し、最後に第8期全国人民代表大会第5回会議において、1997年3月14日、新しい『中華人民共和国刑法』（以下、中国新刑法典と略す）が採択された。この新刑法典は既に1997年10月1日から施行された。

中国新刑法典は総則と各則と付則から成り、全部で15章である。1979年刑法典の192個の条文は452個の条文に増加され、法律改正の規模の大きさ及び関連する範囲の広さは中国において空前であるといえる。中国新刑法典は、時代の要請に順応し、中国の刑事法制度だけでなく法治全体の成立を大いに促進し、新中国の法制史上、画期的な出来事としての役割を果たしている。

2 刑法典の統一化と完全化

刑法典の統一化と完全化を実現することが、今回の中国における刑法典の改正、すなわち新刑法典の公布・施行の重要な目標である。中国全国人民代表大会常務委員会副委員長である王漢斌は、1997年3月6日に第8期全国人民代表大会第5回会議において報告した『中華人民共和国刑法（修正草案）についての説明』の中で次のように明確に述べた。「今回刑法を改正する際、主に考えているのは、第1に、統一的で、比較的完成された刑法典を制定すること……新たに現れた犯罪行為をできるだけ詳細に記述し、しかし、注意深い研究によって独立の類型とすべき場合にのみ刑法典に規定すること」⁽¹⁾である。具体的にいえば、中国新刑法典の統一化と完全化はとくに次の3つの点に示される。

第1に、1979年刑法典が実施されてからの17年間の経験、すなわち、中国全国人民代表大会常務委員会によって作られた刑法規定と単行刑事法律が、それらの研究及び改正の後、新刑法典に編入された。しかも、若干の民事、経済、行政などについての法律の中で1979年刑法典の関わる条文を適用・準用して刑事責任を追及する規定（すなわち付則刑法規範）を新刑法典の具体的な条項に直した。1981年から1995年まで全国人民代表大会常務委員会によって制定された25部の単行刑事法律は、きわめて広範囲の犯罪構成要件を規定し、その中には経済犯罪の刑事責任についての条項が大部分を占めている。たとえば、密輸の犯罪、税金の徴収・管理の危害罪、登録商標の偽冒罪、偽劣商品の生産・販売罪、著作権の侵害罪、公司・企業管理秩序の妨害罪、金融秩序の破壊罪などの内容を含んでいる。1979年刑法典の公布・施行後から1997年新刑法典の採択前までの17年間、付属刑法条項を設けている法律は中国には90部に達する。中国最高立法機関の統計によると、これらの民事、経済、行政などについての非刑罰法規の中で刑法の関わる規定を適用・準用して刑事責任の追及を定める付属刑法規定は、併せて130条余りある。たとえば、『海洋環境保護法』、『商標法』、『文物保護法』、『食品衛生法』、『統計法』、『特許法』、『鉱産資源法』、『土地管理法』、『森林法』、『産品質量法』、『對外貿易法』などの法律の中には相応する刑罰規定が含まれている。前述の単行刑事法律と付属刑法規定は新刑法典の成立に基礎を与えた。これらの特別刑罰法規と1979年刑法典は共に中国の最

（1） 第8期全国人民代表大会第5回会議文献（16）（第8期全国人民代表大会第5回会議秘書処1997年3月1日印刷）参照。

高立法機関によって全面的に審査され、整合されてから、多くの部分は統一的な新刑法典の中に組み込まれた。もちろん、最近の歴史的展開のために、新刑法典は、もはや社会の需要に応じない犯罪類型を捨て去った。たとえば、1979年刑法典の120条に定められた配給切符の偽造・やみ取引罪は、新しい情勢の下で既に存在の基礎を失ってしまったので、新刑法典では規定されていない。

第2に、公務横領罪・賄賂罪に関する規定と軍人職務違反罪処罰条例草案が新刑法典に編入され、新刑法典各則第8章と第9章の中にそれぞれ規定されている。1979年刑法典においては公務横領罪・賄賂罪の規定はきわめて簡単で、罪名はただ4つの公務横領罪、収賄罪、贈賄罪、賄賂仲介罪しか含んでいなかった。その中で、公務横領罪は財産侵害罪の中に収められているが、他の3つの犯罪類型は広い意味での汚職罪の中に収められている。1988年、中国全国人民代表大会常務委員会は『公務横領罪・賄賂罪の処罰についての補充規定』を公布・施行し、1979年刑法典の規定に対して重要な改正と補充を行い、はじめて公務横領罪、収賄罪、贈賄罪、公金流用罪、巨額財産の来源不明罪、境外貯金の隠匿罪を内容としての公務横領罪・賄賂罪についての比較的完全となった犯罪体系を樹立した。腐敗対策の必要に応じ、公務横領罪・賄賂罪の抑止を強化するために、中国の最高立法機関はかつて公務横領罪・賄賂罪に対する特別法規である公務横領・賄賂防止法を制定しようと、この法規の起草を最高人民検察院に課した。統一的で、比較的完全となる刑法典を制定するという原則から出発して、今回の刑法改正の中で、1988年に中国全国人民代表大会常務委員会によって制定された『公務横領・賄賂罪の処罰についての補充規定』と最高人民検察院によって起草されている公務横領・賄賂防止法は併せて新刑法典各則の一章とされ、さらに国有資産の私分罪、罰没収財物の私分罪などの新罪名が増設され、公務横領・賄賂罪についての刑罰規定はさらに豊富で詳細になった。

中国では1979年に刑法典が制定された際、刑法典の中に軍人職務違反罪を規定することが提案されたが、十分な研究が行われていないことから、別に軍人職務違反罪処罰暫定条例を起草することが決定された。1981年6月10日に中国全国人民代表大会常務委員会で『軍人職務違反罪処罰暫定条例』が採択された際、次のことが明確に述べられた。すなわち、刑法の仕組みの中で、軍人職務違反罪は刑法各則の1章に属させるべきで、この暫定条例は全国人大常委会において審査された後、まず軍隊の内部で公布・施行され、その後の十分な経験が得られてから、また立法の手續に従って刑法の中に編入されることになっ

た。中国の最高立法機関は、今回の刑法改正の中で、最終的に中央軍委によって第8期全国人民代表大会常務委員会の審議を申し出た『中華人民共和國軍人職務違反罪処罰条例（草案）』を新刑法典各則の末章として規定し、しかもその具体的内容について改正と補充を行った。この措置は、中国新刑法典の体系の完全性と法規の權威性、さらに軍隊を現代の法治国家性に従わせることに役立つことができる。

第3に、刑法が社会主義市場經濟の条件の下で市場經濟の健全な發展を保護し、国家と社会の安定を維持するという實際的な需要に基づき、新しい犯罪類型を新刑法典の中に大量に規定することが、今回の刑法改正の中で最も重要な内容の一つになった。章と節の犯罪類型から見れば、新刑法典各則は軍人職務違反罪を1章として、公務横領・賄賂罪を独立の1章として増設したほか、また国防利益危害罪を1章として増設したと同時に、3章の社会主義市場經濟秩序破壊罪を充実させ、次のような8節を分けた。すなわち、偽劣商品の生産・販売罪、密輸罪、公司・企業管理秩序の妨害罪、金融秩序の破壊罪、金融詐欺罪、税金徴収・管理の危害罪、知的財産権の侵害罪と市場秩序の攪乱罪がこれである。6章である社会管理秩序の妨害罪を充実させ次のような9節を分けた。すなわち、公共秩序の攪乱罪、司法妨害罪、国（辺）境管理妨害罪、文物管理妨害罪、公共衛生の危害罪、環境資源保護の破壊罪、覚醒剤の密輸・販売・運輸・製造罪、売春の組織・強迫・誘惑・収容・紹介罪と猥褻物の制作・販売・伝播罪がこれである。犯罪類型から見れば、新刑法典は1979年刑法典及びその後に補充された罪名を基本的に維持したほか、150個余りの罪名を新設して、中国刑法典の罪名の総数を410個余りに増加させた。たとえば、恐怖組織の組織・指導・参加罪、船舶・自動車の奪取罪、飛行安全の暴力的危害罪、核材料の違法的売買・運輸罪、核材料の密輸罪、証券取引の内部交易罪、内部交易情報の漏洩罪、洗銭罪、商業秘密の侵害罪、商業信譽・声誉の損害罪、虚偽広告罪、民族仇恨・民族差別の扇動罪、コンピュータ情報システムの違法的侵入罪、コンピュータ情報システムの破壊罪、黑社会性組織の組織・指導・参加罪などは、すべて新設された犯罪類型である。新設された犯罪類型は、中国新刑法典を完全なものにさせ、しかも現在と将来の状況に適合させて、社会の健全な發展と繁榮を有効に促進することになる。

3 法治国家原理の貫徹と刑法保障機能の強化

法律に基づいて国を治めること及び社会主義の法治国家を建設することは、現代中国の基本的な方針である。1979年以来、中国は既に社会主義を現代化する法治国家の建設を全面的に展開してきた。法治は中国の現代化の法制建設にとって総合的な価値目標になっている。刑事立法についていえば、法治国家原理の貫徹と刑法保障機能の強化はもちろんきわめて重要なことである。中国新刑法典を洞察すれば分かるが、法治国家原理の貫徹と刑法保障機能の強化は主に次の4つの点で示されている。

第1は、罪刑法定原則、平等原則、罪責相応原則という3つの刑法基本原則が明確に規定され、しかも1979年刑法典の中に規定されていた罪刑法定原則と本質的に矛盾する類推制度が廃止されたことである。様々な原因で、1979年刑法典の中には刑法基本原則についての条文は規定されなかった。こういう状況は、ある程度、中国の刑事立法と刑事司法の質と量に影響を与えた。今回刑法典を改正していた際、刑法学界と実務界の普遍的な建言によって、中国の最高立法機関は刑法基本原則を増設すべきかどうかという問題を非常に重視し、広く意見を集約した。最初に罪刑法定原則だけを規定し、後に、平等原則と罪責相応原則が規定された。最初の分散規定から最後の集中規定まで、これらのすべては刑法基本原則の問題が今回の刑法典改正の過程の中でいかなる地位と作用をもっていたかを示している。新刑法典の3条は次のように規定している。すなわち、「法律によって犯罪行為と規定されている場合には、法律に従って犯罪を認定・処罰する。法律によって犯罪行為と規定されていない場合には、犯罪を認定・処罰してはならない」と。4条は次のように規定している。「いかなる人が犯罪をしたかを問わず、法律を適用する際すべての人々は一律平等に扱われなければならない。いかなる人も法律を超える特権を持つことは許されない」と。5条は次のように規定している。すなわち、「刑罰の程度は行為者の犯した罪とその責任に相応すべきである」と。前述の3つの刑法基本原則が中国新刑法典の中に立法化されたということは、中国刑法学の進歩の過程において画期的な出来事である。紙幅の関係で、ここでは、罪刑法定原則が立法化されたことについての意義について説明する。

罪刑法定原則の立法化と類推制度の廃止は、刑事立法の科学化と完全化を促進し、法律に従って行動するという法意識を強化し、しかも社会全体の法治意

識を高めることに役立つ。罪刑法定原則の立法と司法上の具体化を通じて、刑事法治の視点から次のことが社会に対して知らしめうる。すなわち、ある行為が犯罪になるかどうか、その場合いかなる犯罪になるか、犯罪者は処罰されるかどうか、その処罰の重さはどの程度であるかということである。こういう問題はすべて国家の立法機関によって立法手続に従ってあらかじめ刑罰法規の中に明文で定められ、法律によって規定されていない場合には、犯罪を認定・処罰してはいけない。これによって、国民全体の中で自主の意識、民主の意識と法治の意識が樹立されてこそ、国民はもっと自覚的に刑法に服従し、もっと有効的に刑法を用いて自分の人身・財産・民主の権利と他の権利を守る。罪刑法定原理が思想と理論の段階から立法までに前進したことは、人類が数世紀以来、国家刑罰権を制限し、人権を保障するために絶えず戦って取得した輝かしい成果である。現代刑法の基本原則として、罪刑法定原則は、全世界の中でまったく異なる社会制度を有する諸国において刑法の最も重要な原則の一つになっている⁽²⁾。中国新刑法典が明確に罪刑法定原則を規定し、さらに、1979年刑法典に存した類推制度を廃止したことは、いうまでもなく現代の大きな進歩的意味をもっている。さらに注目すべきことは、罪刑法定原則の内在的な要求を貫くために、類推を廃止したほかに、新刑法典はまた、人権保護と調和しない規定も大幅に改正したということである。たとえば、刑法の時間的効力について従旧兼從輕という原則が再び規定され、厳しい法律の遡及効は禁止された。14才から16才までの者の刑事責任を負うべき犯罪の種類について、明確に殺人、傷害致死傷、強姦、強盜、覚せい剤の販売、放火、爆発、毒薬の散布という8つの種類に限定された。1979年刑法典によれば、裁判官は、法定刑を下回る刑罰を科すことができるが、この情状に従って軽減するという処罰権は、新刑法典において厳しく制限された。つまり、この処罰権を行使できるのは特殊な情状があって、しかも最高人民法院の審査と承認を経なければならないことになった。無類、職務怠慢などの相当弾力的であるいわゆる「受け皿的な構成要件」は区分され、具体化された。もともと罪状も法定刑も曖昧であった犯罪構成要件ができるだけ厳しく具体化された。新設された犯罪の中においても、できるだけ記述的な構成要件と法定刑の軽重が採用された。これらすべてのことは、罪刑法定原則が本当に中国刑法の中に根差していることと、中国刑法のめざす価値が、社会利益の保護に偏ることから社会保護と人権保護を共に重視

(2) 王作富主編『刑法改善の專題研究』（中央ラジオ・テレビ大学出版社、1996年版）109—110頁参照。

することによって変わったことを表明しており、したがって、中国新刑法典は、立法の精神と内容と技術の面で著しく進歩・改善された。

罪刑法定原則のほかに、中国新刑法典の4条と5条にそれぞれ規定されている平等原則と罪責相応原則も、十分に現代法治国家の基本精神を貫いている。平等という原則の主旨は、特権を拒否し、法律を適用する時に犯罪の認定と刑罰の賦課の平等を図るところにあるが、罪責相応という原則の主旨は刑罰の公正性と個別化を実現するところにある。

第2は、少年の犯罪に対する寛大処罰原則がさらに拡大されたことである。少年の犯罪に対して、中国では「教育と保護を主とし、処罰を従とする」という刑事政策が従来主張され、堅持されている。この刑事政策の要求に基づいて、1979年刑法典は、少年の犯罪の処理について、2つの重要で特殊な寛大処罰原則を確立していた。つまり、①14才以上18才未満の者が罪を犯した場合は、軽きに従って処罰、または処罰を軽減すべきであることと。②犯罪時に、18才未満の者には死刑を適用しないということである。新刑法典は①の原則をそのまま保留したが、②の原則の個別内容を人道主義の精神と人権保障という刑法観念から大幅な改正を行った。少年の犯罪に死刑を適用しないという原則を規定していたのは1979年刑法典の44条であった。この条文の前段によると、犯罪時に18才未満の者に死刑を適用しないが、この条文の後段はまた「16才以上18才未満の者で、その行った犯罪行為がとくに重大な場合は、死刑の執行を2年間猶予することができる」と定めている。この条文の前段と後段は論理的に矛盾しあう。後段の規定によって、実際に18才未満の少年犯罪者に死刑をやはり適用できることになる。なぜなら、死刑の執行猶予2年というのは死刑の執行制度にほかならず、死刑とは別の、独立した刑種ではないからである。16才以上18才未満の少年に死刑の猶予を適用できるという1979年刑法典のこの規定を、新刑法典は削除した。したがって、犯罪時に18才未満の者に死刑を科することはできないし、死刑猶予もできない。新刑法典のこの立法的な決断は死刑の適用を立法の面から制限・減少しただけではなく、少年の犯罪に対して、寛大で合理的な処罰をするという政策を貫くことにも非常に積極的な意義がある。

第3は、国民の正当防衛権の保護が強化されたことである。正当防衛は国民の重要な権利の一つで、犯罪を予防する場合、重要な役割を果たす。したがって、各国は、正当防衛の規定を設けることを重視している。1979年刑法典も正当防衛について明確な規定を設けていたが、きわめて曖昧なために司法によっ

て十分には具体化できなかったという弊害があった。新刑法典は、正当防衛立法のあるべき精神に基づき、国民が積極的に犯罪と戦うことを促進すること、国民が権利を十分に行使し、義務を履行するということから出発して、20条において、正当防衛の保護範囲や対象条件や成立要件などについてさらに詳しく明確な規定を設けている。しかも、この条文の3項は、また「現に行われつつある暴行、殺人、強盗、強姦、拉致、およびその他の人身に重大な危害を及ぼす暴力犯罪に対して、防衛を行い、不法侵害者に傷害を負わせ、死亡させても、過剰防衛にはあたらず、刑事責任を負わない」と定めている。この規定は、重大な暴力犯罪に対して正当防衛権を行使する国民の権利について刑法的保護をとくに強化したので、義を見ると勇敢に活動し、重大な暴力犯罪に対抗することを促進することになる。

第4は、国民の基本権とくに人身の権利を侵害する犯罪についての規定が完備され、しかも刑法典各則の体系の中で目立つ地位に置かれたことです。中国新刑法典各則の第4章つまり国民人身権利・民主権利の侵害罪と第5章つまり財産侵害罪の内容は、1979年刑法典に相応する章節の内容よりさらに充実し豊富になった。たとえば、国民人身権利・民主権利の侵害罪の中に次の犯罪が増設された。すなわち、女性強制猥褻・侮辱罪、児童猥褻罪、拉致罪、職員労働の強迫罪、民族仇恨・民族差別の扇動罪、少数民族を差別し・侮辱する作品の出版罪、証拠暴力の取得罪、会計員・統計員打撃報復罪などがこれである。財産侵害罪の中に財物の集合奪取罪や横領罪や生産・経営破壊罪などが増設されている。国民の基本権を侵害する犯罪について完備された刑罰規定は、国民の人身権利、民主権利、労働権利、財産権利や婚姻家庭権利などの系列の権利行使のために、刑法上の根拠を提供している。

4 中国刑法の国際化の促進

刑法の改革は文化の進歩の有機的な構成部分である。現代の世界各国の刑法理論と刑事立法の原理が互いに浸透し、ともに進歩するということは、既に逆転できない潮流になった。もちろん、中国の刑事立法が中国の現状と需要に立脚することは、厳格に守らなければならない原則であるが、積極的に、合理的に諸外国の有益な立法経験を吸収・参照すること、本国の刑法の国際化を開くこと、現代刑法の民主・人道・開放・科学への発展する進歩的な趨勢に順応することは、市場経済のはじまったばかりの中国にとっては最も有意義なこと

ある。1997年新刑法典は、中国刑法の国際化の点において喜ばしい一步を邁進した。

第1は、中国刑法の管轄領域が拡大されたと同時に、世界主義も増設されたということである。1979年刑法典は中国国民の外国での犯罪に対する管轄について限定的な属人主義を採用した。つまり、中国国民の中国領域外での犯罪に中国刑法を適用するために、以下の条件が揃われなければならない。①犯された罪は反革命罪、通貨偽造罪、有価証券偽造罪、国家機密漏洩罪、国家公務員を詐称して詐欺を働く罪、公文書・証明書・印章偽造罪である。②中国の領域外において前述以外の罪を犯し、その罪が中国刑法の定める刑罰の最下限が3年以上の有期懲役にあたり、しかも犯罪地の法律により処罰されるべき中国国民にも中国刑法を適用する。改革開放以来、中国と外国との交流が増え、外国に赴く中国国民の人数が増加するにつれて、中国国民の外国での犯罪事情も日々深刻になってきた。こういう犯罪は当該国家と地域の利益を侵害しただけではなく、中国の民族形象をも損なった。これに鑑みて、中国国民の外国での犯罪を有効に処罰するために、中国刑法の属人主義を拡大する必要がある。中国新刑法典の7条は次のように規定する。すなわち、「中華人民共和国の領域外で本法が規定する罪を犯した中華人民共和国の国民に、本法を適用する。ただし、本法によって規定された最高刑が3年以下の有期懲役刑であれば、追及しなくてもよい。中華人民共和国の国家公務員及び軍人が中華人民共和国の領域外で本法が定める罪を犯した場合は、本法を適用する」と。この規定によると、中国国民が外国で罪を犯したら、当地の法律により犯罪だと認められるかどうかにかかわらず、犯した罪の重さ、犯罪の種類、さらに犯罪によつて侵害された利益がどの国あるいはどの国の国民の利益であるにかかわらず、原則として中国刑法が適用される。ただ、中国刑法の規定によりこの中国国民に犯された罪の法定最高刑が3年以下の懲役だけである場合には、追及しなくてもよい。いわゆる「追及しなくてもよい」というのは、絶対に追及しない意味ではなくて、追及の可能性が留保されていることである。そのほかに、もし国家公務員または軍人が外国で中国刑法に違反したら、犯された罪の法定最高刑が3年以下の懲役であるかどうかを問わず、中国の司法機関は中国刑法に従って彼等の刑事責任を追及しなければならない。

世界主義は、国際条約に規定された国際社会の共同利益を侵害する犯罪に対して、犯罪がどこで起こったかとか犯人あるいは被害者がどの国の国籍をもっているかを問わず、各関連義務国がすべてそれに刑事管轄権を行使し、国際犯

罪を処罰するという管轄制度である。1979年刑法典はこういう制度を設けていなかったが、近年、改革開放が深められるにつれて、中国は国際関係事務の中で重要な地位と作用をますます現してきているので、航空機と人質を拉致する犯罪と国際的に保護されている人員を侵害する犯罪と覚せい剤を販売する犯罪を処罰するについての国際条約を批准した。これらの国際条約によると、犯罪者が本国人であるかどうか、犯罪行為が国内で起ったかどうかを問わず、締結国は必要な措置を採るべきで、国際犯罪に刑事管轄権を行使すべきである。この国際上の義務を国内法に結びつけるために、中国第6期全国人民代表大会常務委員会は1987年6月23日に決定をし、中華人民共和国の締結・批准した国際条約が規定している犯罪に対して中華人民共和国が条約によって認められた義務の範囲の中で刑事管轄権を行使するとし、中国刑法の世界主義を確立した。中国新刑法典の9条は前述した世界主義についての規定を完全に吸収した。

中国新刑法典の刑事管轄権について行った修正は、中国対外開放の新情勢に応じ、中国が国際関係の中でさらに自国の作用を発揮することに役立ち、中国刑法に現代的な特色を盛り込むこととなった。

第2は、自由を剥奪しない刑罰つまり管制と罰金刑の適用範囲が拡大されたということである。管制は、中国の自由刑の中でもっとも軽い刑種で、犯罪者を監禁しないが、一定の自由を制限し、公安機関により管理と監督を行う刑罰方法である。管制刑は犯罪者を監禁しないので、監獄での相互感染を避けることができるし、地域の力を犯罪者の教育と改造に調達できるし、同時に犯罪者の労働と工作与家庭生活に影響を与えないので、世界的な刑罰の発展趨勢に符合する。1979年刑法典に規定された管制刑を適用できる罪種はわずか23個であるが、1997年刑法典はさらに109個の罪種に拡大した。罰金刑は欧米諸国の刑法の中で適用率の高い刑罰方法の一つである。1979年刑法典の中では、罰金は付加刑として主に自由刑に付加して、利欲性ある犯罪に適用されるが、独立に若干軽い犯罪にも適用されることができる。しかし、全体からいえば、罰金を適用できる罪種は多くなく、わずか23個である。その中で独立に罰金を適用できるのは14個しかない。1997年に修正された刑法典の中では、事情は大いに変わった。罰金は相変わらず付加刑として主に付加的に適用されるが、適用の範囲は著しく拡大され、罰金を適用できる罪種は180個に増え、罪種の全部の43.5%を占める。その中で独立に罰金を適用できる罪種は84個に増え、1979年刑法典の規定数の6倍となる。こういう事情も世界の刑罰の発展趨勢に合うだろう。

第3は、対外開放と中国の平和統一の促進の需要に従うと同時に、刑法の犯罪名称の科学性と司法実務の可操作性を考えて、1997年刑法典は決然と1979年刑法典各則第1章の反革命罪を国家安全危害罪と改称し、さらにこういう種類の犯罪の主観的な定義つまり反革命の目的を削除し、国家安全を害する性質によりこの種の犯罪を修正・調整し、この章の中に刑事犯罪の一般的な性質を有する罪種を他の章に移した。この修正は、中国刑法がその科学化と現代刑法の一般的規制に合わせることに尽力する重要な措置である。

5 結 び

1997年新刑法典の公布と施行は、最近10数年以来、中国が提唱した法治国家の雰囲気の中で、刑法学界と実務界とが一緒に努力して取得された成果である。この法典の斬新な内容は前述したことで包括することはできない。修正・改善された他の内容、たとえば、限定責任能力者の刑事責任制度の確立、自首と立功についての制度の改善、執行猶予・減刑・仮釈放についての制度の改善、特別刑法についての処理方式、多数の細かい犯罪の刑罰規定についての改善などは、多くの注目を引くものである。

現代の法治社会の中では、優良な法律が法治の基礎と前提であり、健全で効果的な司法活動こそが重点であるが、難点でもある。中国新刑法典の発展と改善は、中国の刑事法治の発展と改善のために法律の基礎を提供しただけである。文書の中に書かれた法規範を実際の法治現実に相応させるためには、法律実務部門ないし社会全体と全国人民の法治を実行する決心による絶え間ない努力が不可欠である。歴史には終結はない。中国刑法の改革もまだ果てしない道を歩くことから、これからの社会の変遷と発展とともに絶えず邁進していくわけである。

(訳者あとがき)

本稿は、中国人民大学法学部の高銘喧教授が、1998年3月23日に早稲田大学比較法研究所の主催で行った講演の原稿を日本語に翻訳したものである。

高銘喧教授は、1928年5月24日浙江省玉環県に生まれ、47年から51年にかけて北京大学において法学を学び、53年中国人民大学法学部大学院修士課程を卒業して、同大学の講師、助教授を経て、正教授に就任した。現在、博士研究生導師、中国人民大学国際刑法研究所所長、中国刑法学研究会総幹事、国際刑法学協会中国分会主席などの公職にある。

著作は数多いが、著書として『中華人民共和国刑法の孕育和誕生』（法律出版社、1981年）、『刑法総則要義』（天津人民出版社、1986年）などがあり、論文として「刑事責任」（『中国人民大学学報』1988年第2期）、A brief dissertation on the death penalty in the Criminal Law of the People's Republic of China, *Revue Internationale de Droit Penal*, 3e et 4e trimesteres 1987, PP399-405. などがある。高先生が1993年8月に早稲田大学で主催された『ドイツと東アジアの刑事法についての国際シンポジウム』に出席され、中国語版の『西原春夫先生古稀祝賀論文集』（成文堂、1998年）を監修した。

本講演においては、中国新刑法典の制定過程やその追求目標や主な改正内容などが紹介されており、中国刑法の新展開を提示するものといえるであろう。

なお、高橋則夫先生がこの訳稿を修正して下さったことについて、ここでお礼を申し上げる。